

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年7月31日版】

※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年5月30日版】にお示したものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。（備考欄に記載）

※ このFAQは、2019年7月31日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【第2019年7月31日版】「目次」

1. 幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業について……………P 1～
2. 幼児教育・保育の無償化の上限額等……………P 6～
3. 特定子ども・子育て支援施設等の確認……………P 9～
4. 施設等利用給付認定……………P12～
5. 施設等利用費の給付……………P17～
6. 教育・保育給付、就園奨励費等……………P23～
7. 預かり保育事業……………P25～
8. 認可外保育施設……………P27～
9. 施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設の
基準を定める条例について……………P30～
10. 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業……………P31～
11. 企業主導型保育事業……………P32～
12. 食材料費等の取扱い……………P34～
13. 質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げ防止について……………P42～
14. 内閣府令で定める基準等……………P44～
15. 子ども・子育て支援事業費補助金……………P46～
16. 臨時交付金……………P49～
17. 会計基準……………P50～
18. 就学前の障害児の発達支援……………P51～
19. その他……………P53～

【18. 就学前の障害児の発達支援】

No.	事項	問	答	備考
234	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設(※)が無償化の対象となります。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。 (※)障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。	
235	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。	障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額(児童福祉法第24条の2第2項第2号)を無償化の対象とするものです。	
236	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化について、措置による場合も無償化の対象となりますか。	措置による場合も無償化の対象となります。	
237	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。	就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。	
238	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	両方とも無償化の対象となります。	
239	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。 これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象(上限額は認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円))となります。	
240	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化において、対象外となる費用はありますか。	食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療にかかる費用(肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費)も、無償化の対象外です。	
241	その他	就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。	現物給付となります。	

